

加古川市耐震改修促進計画 (改定版)

平成 29 年 3 月
加古川市

目 次

1. 計画の概要	1
(1) 計画改定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画の対象及び期間	2
2. 加古川市で今後発生が想定される地震の規模、被害の状況	3
(1) 過去の地震災害の履歴	3
(2) 想定される地震の規模・被害	3
3. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現状と目標	7
(1) 住宅の耐震化の現状	7
(2) 住宅の耐震化の目標	7
(3) 多数利用建築物の耐震化の現状	8
(4) 多数利用建築物の耐震化の目標	9
4. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	10
(1) 基本的な取組方針	10
(2) 耐震化に向けた課題	10
(3) 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	10
(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	12
(5) 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	13
(6) 優先的に耐震化を促進すべき建築物	14
5. 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の対策	15
(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備	15
(2) 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入促進	15
6. 所管行政庁との連携に関する事項	16
(1) 耐震改修等の指導・助言・指示の実施	16
(2) 保安上著しく危険な建築物への措置	16

1. 計画の概要

(1) 計画改定の趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、県内で240,956棟の家屋が全半壊し、6,434名の尊い命が犠牲となりました。このうち、地震直後に発生した死者（約5,500名）の約9割は、住宅・建築物の倒壊等によって命を奪われたものであることが明らかになっており、住宅・建築物の耐震化の重要性が改めて認識されました。

平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が制定され、平成18年の改正により都道府県に耐震改修促進計画の策定が義務付けられたことにより、兵庫県は平成19年3月に「兵庫県耐震改修促進計画」を策定しました。

加古川市においても平成20年3月に計画期間を平成27年度までとする「加古川市耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度における住宅の耐震化率を90%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を92%とする目標を設定し、計画に基づき耐震化の推進を進めてきたところです。

その後、平成23年の東日本大震災により甚大な被害が発生したことから、平成25年に耐震改修促進法が改正され、一定規模以上の多数の者が利用する建築物等の耐震診断が義務付けられる等の措置が講じられました。

また、今後は、南海トラフ地震や内陸活断層地震の発生の切迫性が指摘されるなか、地震による災害を未然に防ぐとともに、被害を最小限に抑えることで都市の防災性を高め、市民の生命と財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化は重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、兵庫県では「兵庫県耐震改修促進計画」を平成28年3月に改定し、平成37年度における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を97%とすることを新たな目標として掲げています。

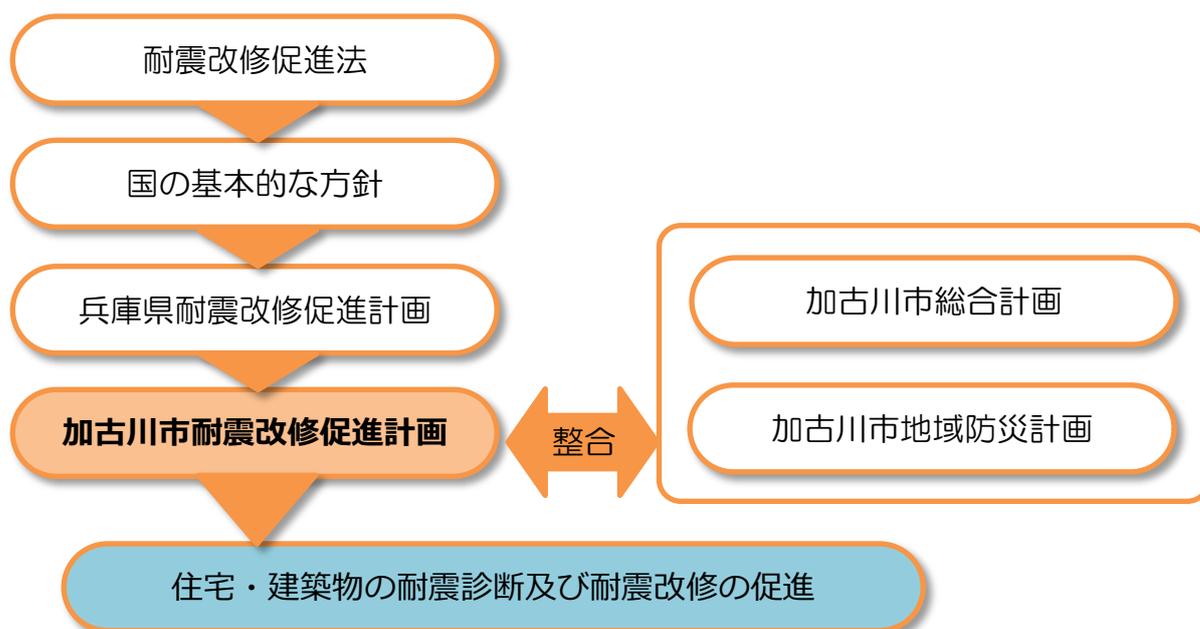
加古川市においても、環境の変化や県の計画の改定を踏まえ、より一層の住宅・建築物の耐震化を計画的に推進するため、本計画を改定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により、国の基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号、平成25年一部改正）及び兵庫県耐震改修促進計画（平成28年3月改定）に基づき定めるものです。

また、本計画は加古川市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置付けられるもので、「加古川市総合計画」及び「加古川市地域防災計画」との整合を図るものとします。

■ 加古川市耐震改修促進計画の位置付け



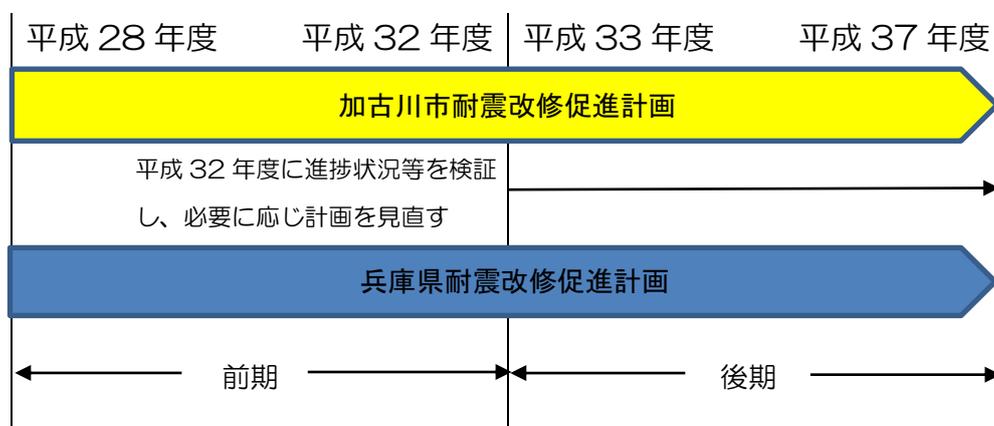
(3) 計画の対象及び期間

本計画の対象は、改定前と同じく昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築された住宅・建築物とします。

また、計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間です。

なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、中間の5年目にあたる平成32年度に進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

■ 加古川市耐震改修促進計画の計画期間



2. 加古川市で今後発生が想定される地震の規模及び被害の状況

(1) 過去の地震災害の履歴

過去に兵庫県内が震央となり震度5以上を与えたと推定される地震は、次の表のとおりとなっています。

■ 兵庫県内が震央となり震度5以上を与えたと推定される地震

番号	発生年（西暦）月日	規模 (マグニチュード)	震央
○1	868. 8/ 3	7.1	姫路、加古川、高砂市接合地点付近
○2	1864. 3/ 6	6.1/4	加古川上流杉原谷付近
○3	1916. 11/ 26	6.1	明石海峡付近
○4	1925. 5/ 23	6.8	豊岡市付近
5	1949. 1/ 20	6.3	香住町付近
6	1961. 5/ 7	5.9	佐用郡南光町
7	1984. 5/ 30	5.6	安富町南部
◎8	1995. 1/ 17	7.2	淡路島北端部海域
○9	2013. 4/ 13	6.3	淡路島付近

※○は震度6以上の推定、◎は震度7 (資料：加古川市地域防災計画)

なお、平成7年に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、加古川市内でも甚大な被害が記録されており、家屋の半壊が13棟、一部損壊が3,109棟、死者2名、重傷者4名、軽傷者11名となっています。

(2) 想定される地震の規模・被害

今後、加古川市で甚大な被害の発生が予想される地震として、内陸型の「山崎断層帯地震」、及び今後30年以内に発生する可能性が極めて高い海溝型の「南海トラフ地震」が想定されています。

■ 今後30年以内の地震発生確率

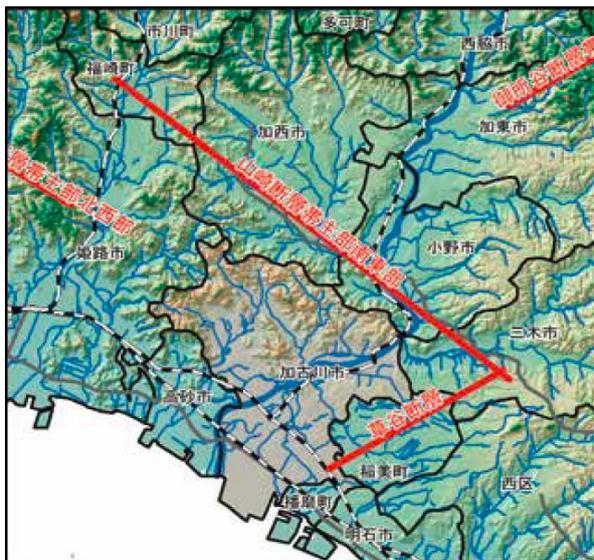
想定地震	山崎断層帯（内陸型）		南海トラフ （海溝型）	（参考） 阪神・淡路大震災
	主部南東部・草谷断層	主部北西部		
地震の規模	M7.3～6.7 程度	M7.7 程度	M8～9 クラス	M7.3
発生確率	ほぼ0%～0.01%	0.09%～1%	70%程度	（発生直前）0.02%～8%

（資料：地震調査研究推進本部）

※阪神・淡路大震災の規模は、当初M7.2だったが2001年の気象庁の改訂によりM7.3に修正された。

■ 発生が想定される地震の想定震源

《山崎断層帯》



(資料：国立研究開発法人 防災科学技術研究所
地震ハザードステーション J-SHIS)

《南海トラフ》



(資料：南海トラフの巨大地震モデル検討会)

加古川市では、内陸型の「山崎断層帯地震」と海溝型の「南海トラフ地震」について被害想定をまとめており、その結果は次のとおりです。

想定される被害を軽減させるために、計画的に耐震化を促進する必要があると考えられます。

■ 地震による被害想定

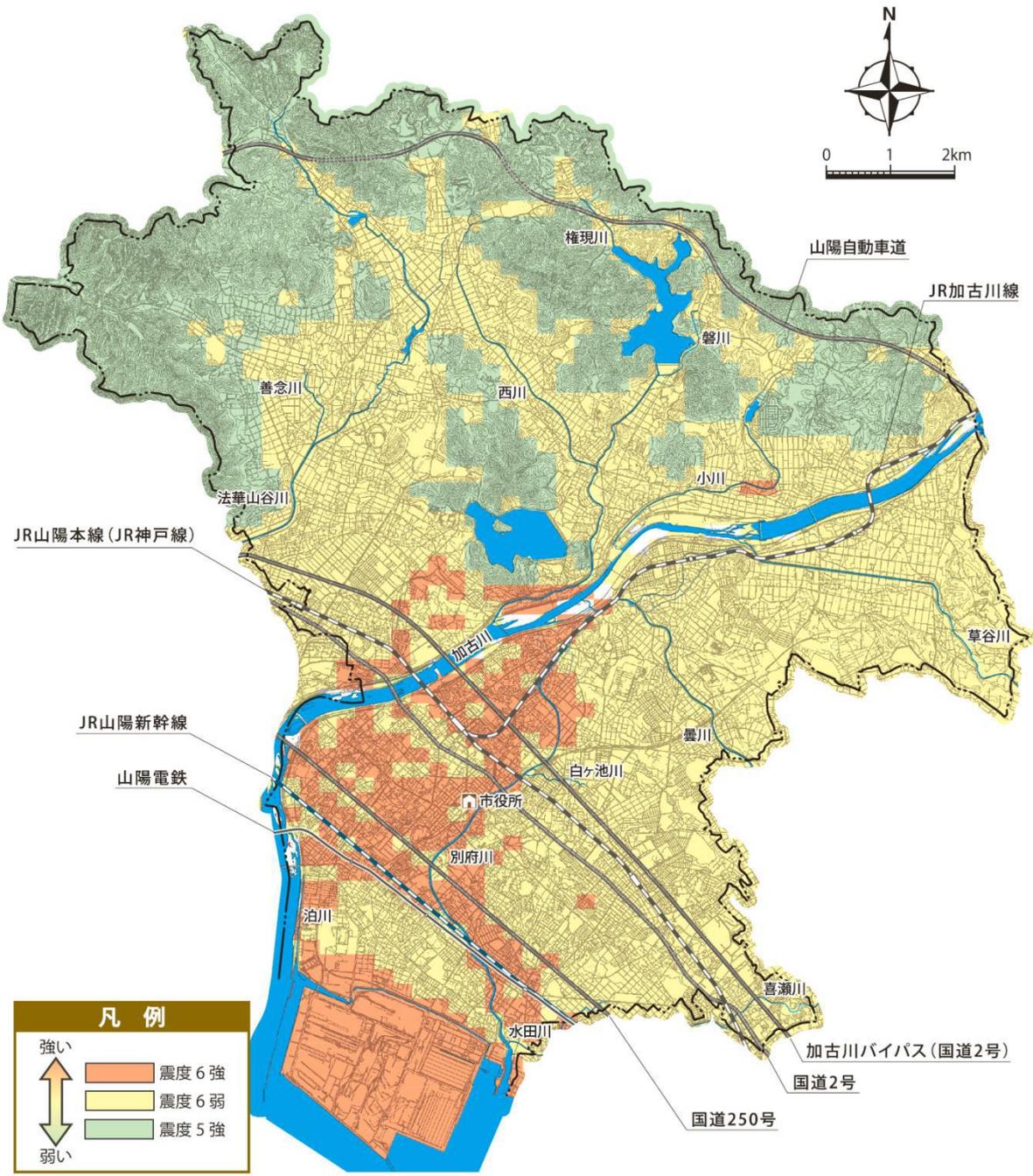
想定地震	山崎断層帯（内陸型）		南海トラフ （海溝型）
	主部南東部・草谷断層	主部北西部	
想定規模	M7.4	M7.7	M9.0
最大震度	震度7	震度6弱	震度6強
死者	373人	15人	251人
負傷者	3,927人	719人	3,208人
全壊家屋	6,957棟	269棟	3,284棟
半壊家屋	27,022棟	4,974棟	16,573棟
避難者	35,399人	6,516人	7,761人
時間帯	冬の午前3時～午前4時		冬の午前5時

※いずれも被害が最大となる時間帯に発生した場合の想定結果を示す。

※建物の倒壊、火災延焼、ブロック塀等の倒壊による合計の死者・負傷者数とする。

※全壊・半壊棟数には、焼失による被害は含まず、構造は問わず。

■ 地震ハザードマップ（南海トラフ地震の震度分布図）



(資料：加古川市総合防災マップ)

3. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現状と目標

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化率は、平成27年度に90%とする改定前の目標に対して、平成25年度時点で81.1%となっており、目標を下回る状況です。

■ 住宅の耐震化状況（平成25年度）

	住宅 総数 (戸)	新耐震	旧耐震	耐震性		耐震性 のある 住宅	耐震化率
				あり	なし		
	A	B	C	D	E=C-D	F=B+D	G=F/A
木造戸建	70,720	47,393	23,327	5,373	17,954	52,766	74.6%
共同住宅等	31,710	23,456	8,254	6,834	1,420	30,290	95.5%
合計	102,430	70,849	31,581	12,207	19,374	83,056	81.1%

※平成25年住宅・土地統計調査に基づき、兵庫県の算出方法を用いて算定

※「共同住宅等」とは、木造戸建住宅以外の住宅をいう

(2) 住宅の耐震化の目標

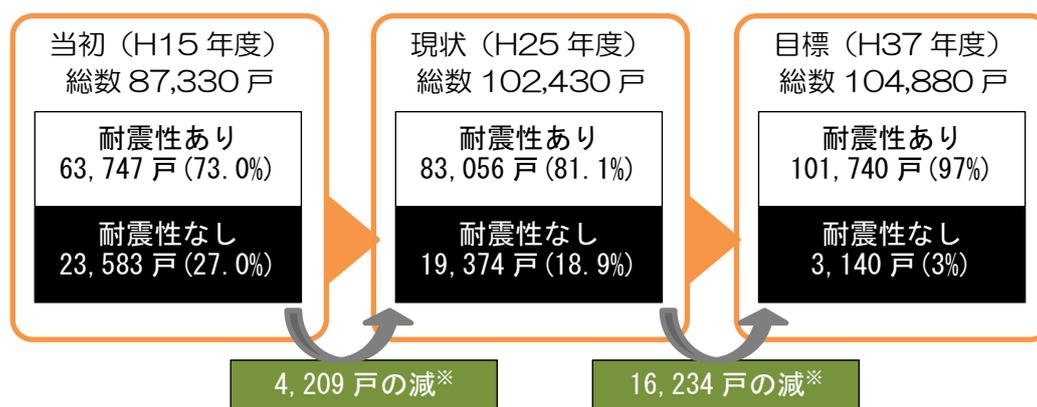
国の基本方針および兵庫県耐震改修促進計画における目標等を踏まえて、10年後の平成37年度における住宅の耐震化率の目標を97%とします。

■ 住宅の耐震化率

	現状（平成25年度）	目標（平成37年度）
住宅総数（合計）	102,430戸	約104,880戸
耐震性なし	19,374戸	約3,140戸
耐震化率	81.1%	97%

※平成37年度住宅総数は、兵庫県の推計方法を用いて算定

■ 住宅の耐震化の現状と目標



※耐震改修、自然減少（建替や滅失）による

(3) 多数利用建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の耐震化率は、平成27年度に92%とする改定前の目標に対して、平成27年度時点で87.8%となっており、目標を下回る状況です。

■ 多数利用建築物の耐震化状況（平成27年度）

	建築物					耐震性のある建築物	耐震化率
	総数 (棟)	新耐震	旧耐震	耐震性あり	耐震性なし		
	A	B	C	D	E=C-D	F=B+D	G=F/A
民間	299	117	182	122	60	239	79.9%
公共	273	167	106	96	10	263	96.3%
合計	572	284	288	218	70	502	87.8%

※平成25年住宅・土地統計調査及びアンケート調査に基づき、兵庫県の算出方法を用いて算定

※多数利用建築物

(用途) 学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等
 (規模) 一部の用途を除き、3階以上かつ1,000㎡以上

(4) 多数利用建築物の耐震化の目標

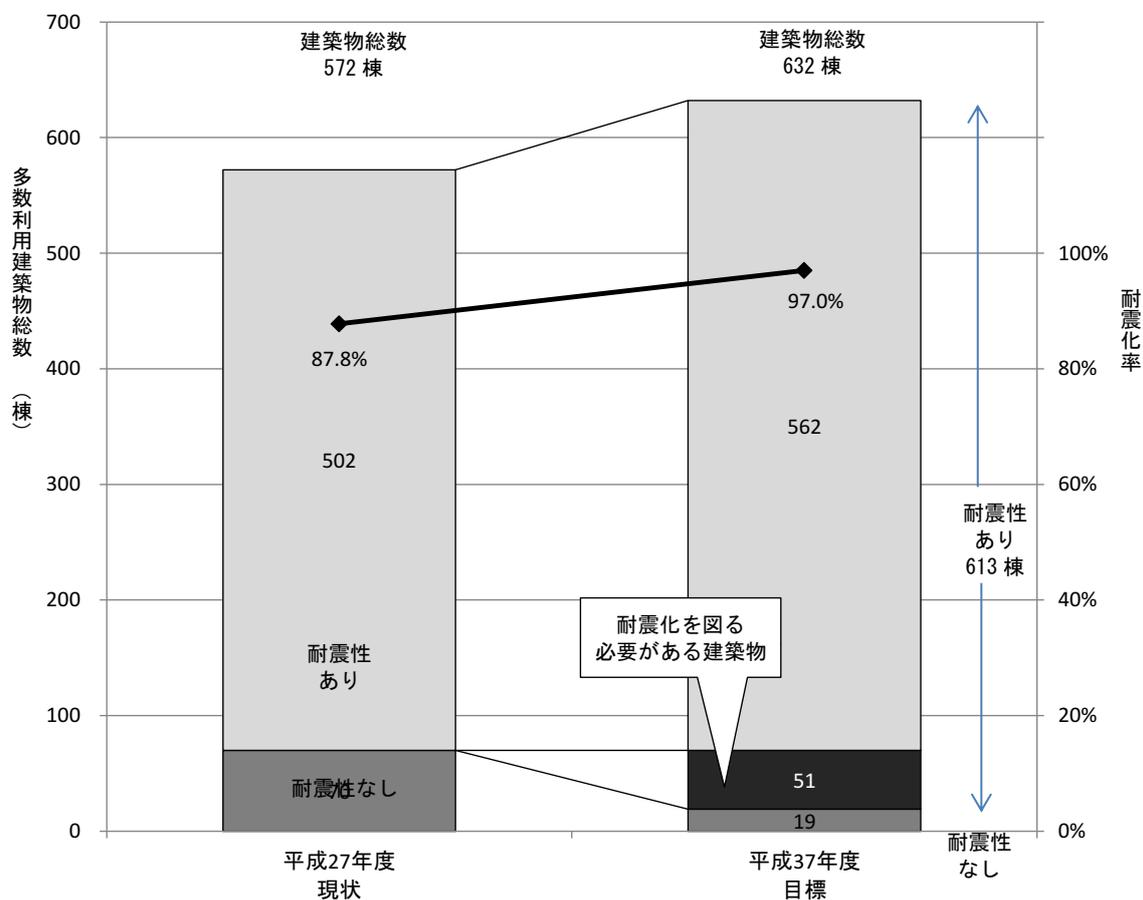
兵庫県耐震改修促進計画に合わせて、10年後の平成37年度における多数利用建築物の耐震化率の目標を97%とします。

■ 多数利用建築物の耐震化率

	現状（平成27年度）	目標（平成37年度）
建築物総数（合計）	572棟	632棟
耐震性なし	70棟	19棟
耐震化率	87.8%	97%

※平成37年度建築物総数は、兵庫県の推計方法を用いて算定

■ 多数利用建築物の耐震化の現状と目標



※多数利用建築物については、耐震改修促進法の改正に伴い、対象用途・規模に一部変更があったため、過去のデータを省略しています。

4. 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として主体的に取り組むことが基本であり、市は県と連携して所有者等の取組を支援する観点から必要な施策を講じます。

(2) 耐震化に向けた課題

ア 耐震化に対する意識の向上

阪神・淡路大震災から20年以上が経過し、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する市民の意識が薄れており、簡易耐震診断や耐震改修工事の実施件数も伸びがありません。今後は県と連携し、より一層意識啓発に力を入れていく必要があります。

イ 耐震化に対する知識の普及

簡易耐震診断を受診した結果、耐震性が不足すると診断された住宅の所有者が、そのまま耐震改修工事等を実施する率が低く留まっています。多くは耐震改修工事等の費用負担の大きさが原因と推測されますが、比較的安価な改修方法である部分型耐震化補助や、防災ベッド等設置補助などの補助制度の知識を普及させることで、耐震改修工事等の実施につなげていく必要があります。

(3) 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

ア 簡易耐震診断推進事業の推進

耐震診断は、住宅・建築物の巨大地震における倒壊の可能性など耐震性を把握し、耐震改修等の耐震化を図るための第一歩となることから、住宅の簡易耐震診断を希望する所有者等に対し、無料で簡易耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施する簡易耐震診断推進事業を継続していきます。

イ 住宅耐震化促進事業の推進

県が実施する「ひょうご住まいの耐震化促進事業」等の補助制度を活用し、耐震診断の結果、耐震性が不足すると診断された住宅の所有者に対し、耐震改修工事費等への補助を行い、所有者の負担軽減を図ることで、住宅の耐震化を促進します。

<平成28年度の補助制度>

【県事業】ひょうご住まいの耐震化促進事業

- 住宅耐震改修計画策定費補助 最大20万円（戸建住宅）など
（耐震工事内容の検討や費用の見積など、耐震改修の計画の策定に対する補助）
- 住宅耐震改修工事費補助 最大100万円（戸建住宅）など
（地震に対する十分な安全性を確保する工事に対する補助）
- 簡易耐震改修工事費補助 定額50万円
（簡易な耐震工事に対する補助）

【市事業】加古川市住宅耐震化等促進事業

- 耐震改修工事費補助（上乘せ補助） 最大30万円（戸建住宅）など
（地震に対する十分な安全性を確保する工事に対する県の補助に、市で別途上乘せ）
- シェルター型工事費補助 定額50万円
（丈夫な空間を住宅内に設置し、その空間内での居住者の命を守る装置の設置に対する補助）
- 屋根軽量化工事費補助 定額50万円
（土葺きなど非常に重たい屋根を軽量化する工事に対する補助）
- 防災ベッド等設置費補助 定額10万円
（ベッドの上を金属製のフレームで覆うなど、就寝スペースを守る装置等の設置に対する補助）

※平成29年度からは上記県事業も主体が市町となります。

ウ 多数利用建築物の耐震診断・耐震改修の推進

耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられている大規模多数利用建築物について、耐震改修工事費等に対し補助を行い、耐震化を促進します。

耐震改修促進法で耐震診断・耐震改修が義務付けられていない中規模多数利用建築物や小規模多数利用建築物についても耐震診断の実施を啓発するとともに、耐震化を行うための費用に対する補助制度の創設を検討していきます。

エ 住宅耐震改修工事利子補給事業の周知

金融機関から融資を受けて住宅の耐震改修工事を実施する場合に、県の利子補給を受けることができる「住宅耐震改修工事利子補給事業」について、市民への周知を図り、市民の負担軽減を図ります。

(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

ア 相談体制の整備

住宅の地震に対する安全性に不安を持つ市民や耐震診断や耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、県及び（公財）ひょうご住まいのサポートセンターと連携し、相談体制を充実させるとともに、技術的な相談については、建築関係団体と連携した体制整備を図ります。

イ 耐震診断員の活用

耐震診断の機会を捉え、診断員による耐震化に関する具体的なアドバイスをを行うなど、耐震化に関する啓発を促進します。

ウ 住宅改修業者登録制度の周知

市民が耐震改修工事の実施にあたり、安心して業者を選択できる環境を整備するため、県が実施する技術主任者の設置などの一定の要件を満たす住宅改修業者を登録する制度（「住宅改修業者登録制度」）の周知を図ります。

※平成29年度からは「ひょうご住まいの耐震化促進事業」において、工事業者の「住宅改修業者登録制度」への登録が義務付けされます。

エ バリアフリーリフォーム補助との連携

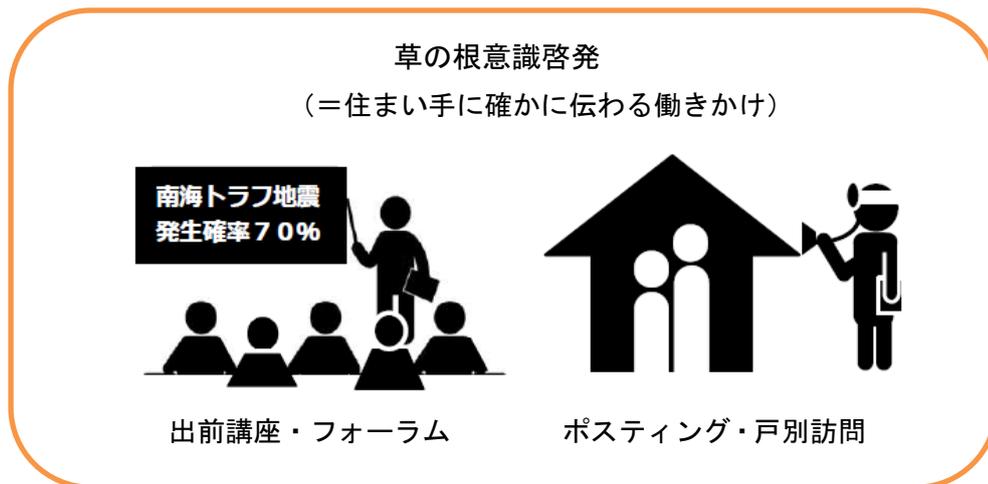
住宅の耐震化はバリアフリー化と同時に実施することが有効と考えられることから、県はバリアフリー化補助である「人生80年いきいき住宅助成事業」において、旧耐震基準の戸建て住宅について耐震診断の実施を平成28年度から補助要件としていることをふまえ、同事業の推進を図ります。

(5) 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

ア 「草の根意識啓発」の推進

住まい手に確かに伝わる働きかけとして行う「草の根意識啓発」を推進し、耐震性のない住宅（約 19,000 戸）の所有者すべてに対して、地震に対する安全性の向上に関する啓発活動を行います。

また、「草の根意識啓発」を有効に行えるよう、効果的な手法を検討のうえ、意識啓発活動の充実を図ります。



イ 地域の団体等との連携

町内会等の自主防災組織及びNPO法人等と連携し、引き続き、出前講座やフォーラム等を通して住宅の耐震化に関する啓発及び知識の普及に努めます。

ウ 関係団体との連携

中古住宅の流通やリフォーム工事を契機に耐震化を図ることが有効であると考えられるため、宅建業者団体や工事業者団体と連携した市民への啓発活動を検討していきます。

エ 情報提供

広報紙、パンフレット及び市のホームページ等様々な媒体を通して、耐震化の必要性や市の補助制度等について、広く情報を提供していきます。

(6) 優先的に耐震化を促進すべき建築物

以下に定める建築物については、優先的に耐震化を促進すべき建築物とし、必要に応じ、当該建築物の所有者等に対し指導・助言を行うなどして、耐震化を促進します。

ア 耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物

イ 兵庫県耐震改修促進計画において、「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定する道路の沿道建築物で、地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

5. 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の対策

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を活用するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を県と連携し進めます。

(2) 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入促進

住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、自然災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取り組みである「兵庫県住宅再建共済制度」を県と連携し、加入促進を図ります。

6. 所管行政庁との連携に関する事項

多数利用建築物等の耐震改修を促進するため、県内の所管行政庁間の連絡会議を活用して、以下に掲げる措置について具体的な取組方針を協議します。

加古川市は、その方針を踏まえて必要な措置を行います。

(1) 耐震改修等の指導・助言・指示の実施

ア 耐震改修促進法による指導・指示の実施

耐震改修促進法の改正により、耐震関係の基準に適合していないすべての住宅・建築物について、耐震化の努力義務が課されました。

このため、建築物の耐震診断及び耐震改修の確実な実施を確保するために必要があると認める場合は、対象となる建築物の所有者等に必要な指導及び助言を行います。

イ 耐震診断が義務付けられた建築物への対応

耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物等については、耐震診断の結果を国土交通省令に基づき、ホームページ等で公表します。

また、耐震改修等が必要となる場合は、必要に応じて指導及び助言を行い、指導に従わない場合は、必要な指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかった場合は、その旨を公表します。

(2) 保安上著しく危険な建築物への措置

平成17年の建築基準法の改正により、劣化が進み放置すれば保安上著しく危険な建築物に対しては、勧告、命令等の措置を講ずることが可能となりました。

耐震改修促進法に基づく指示に従わない場合には、建築基準法に基づく措置を検討します。